

平成 24 年第 1 回定例会

政策総務常任委員会提出資料

◎ 所管事項

- 1 みえ県民力ビジョン・行動計画（案）について（出納局）----- 1 頁
- 2 三重県証紙条例施行規則の改正について（出納局）----- 3 頁
- 3 印刷物調達にかかる最低制限価格の試行導入について（出納局）----- 4 頁
- 4 平成 22 年度包括外部監査結果に対する対応について（出納局）----- 5 頁
- 5 平成 24 年度三重県職員等採用候補者試験実施日程（人事委員会事務局）----- 6 頁
- 6 平成 23 年度財政的援助団体等監査結果（監査委員事務局）----- 8 頁
- 7 平成 23 年度行政監査結果「調査研究業務の委託について」（監査委員事務局） 19 頁

平成 24 年 3 月

人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局
出 納 局

施策の推進を支えるために

行政運営4 適正な会計事務の確保

主担当部局：出納局

めざす姿

会計事務の担当職員一人ひとりが法令や規則に基づいた適正な会計事務を行うとともに、県歳入金の収納方法が多様化し県民の皆さんの利便性が向上しています。また、財務会計制度を取り巻く動向を把握し的確に対応することにより、県の会計事務に対する県民の皆さんの信頼が高まっています。

現状と課題

- 県の会計事務が法令や規則に基づき適正に執行されることが求められており、不適切な会計事務処理を未然に防止するための会計事務担当職員等の人材育成が課題となっています。
- 地域の厳しい経済環境への対応や公正で透明な入札・契約制度の確立、地方自治法の改正検討に対応した財務会計制度の見直しなど、財務会計制度を取り巻く動向への的確な対応・取組が課題となっています。
- 厳しい財政状況が見込まれる中、公金の出納を円滑に行うため、より精度の高い収支計画に基づく適正な管理や有利な運用、収納方法の利便性向上が求められています。
- 会計事務担当職員が適正な会計事務を迅速に執行できるよう、会計事務処理の簡素化・効率化が求められています。また、財務会計システムの安全で効率的な運営が求められている中、セキュリティの向上や運営経費の削減に向けて検討を続けていく必要があります。

変革の視点

市町と連携し、災害時の業務継続や円滑な復旧対応も視野に、会計事務の標準化、市町の財務会計システムの共同アウトソーシングを促進します。

取組方向

- 本庁および地域駐在によるきめ細かな会計支援を行い、各所属の会計事務を身近なところで日常的にサポートします。また、会計事務に関する相談や検査、研修を通じて会計事務担当者等の能力向上に努めます。
- 物件関係の調達においては、公平性・透明性・競争性を高めるとともに地域事業者の育成を考慮したバランスのとれた入札・契約制度の見直しに取り組みます。また、国の財務会計制度や地方自治法改正等の動向を注視し、簡素で効率的な新しい財務会計制度を構築します。
- 公金の適正な管理を行うため、支払資金の安定的な確保と余剰資金の安全で有利な運用を行います。また、県歳入金の収納方法の多様化を図ることにより県民の皆さんの利便性向上に努めます。
- 財務会計システムの円滑な運用・管理を行うとともに、次期システムの更新においてはさらなるシステム運営経費の削減やセキュリティの確保に努めます。また、市町と連携し、会計事務の標準化や市町の財務会計システムの共同アウトソーシングを促進します。

平成27年度末での到達目標

適正かつ効率的な会計事務をめざした会計制度および公正で透明な入札・契約制度のもとで、会計事務担当職員が適正な会計事務を行うための会計支援が行われています。また、支払資金が安定的に確保された上で余剰資金が安全で有利に運用されるなど、県の公金が適正に管理されています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数(実施1か所あたり)	3.2 件 (22 年度)	2.8 件以下 (26 年度)	監査委員が毎年度実施する定期監査結果の財務事務の執行に關し是正・改善を求める意見の總計(人件費に関する事務等への意見を除いた収入、支出誤り等に関する意見数)を監査実施箇所数で除した數値

主な取組内容(基本事業)			
40401 会計事務の支援(主担当:出納局) 各所属の会計事務を身近なところで日常的にサポートします。			
40402 公金の適正な管理(主担当:出納局) 県の公金を安全で的確に管理・運用します。			

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
出納局が行う会計支援の満足度	3.02 (22 年度)	3.60	出納局が行う相談や研修などの会計支援業務全般に対してどの程度満足したかを、アンケートにより各所属が4段階評価し、その評価を平均した数値
資金保全率	100% (22 年度)	100%	ペイオフ対策により運用資金の保全が図られている割合

三重県証紙条例施行規則の改正について

平成24年3月9日
出 納 局

1 改正内容

三重県証紙条例施行規則を改正し、収入証紙販売手数料率3.15%を、平成24年4月1日より、2.10%に改正します。経過措置として、平成24年度は2.50%とします。

2 改正による効果

三重県証紙条例施行規則を改正することにより、収入証紙販売手数料が、当初予算ベースで、平成24年度は約2,200万円、平成24年度以降は約3,600万円減少します。

・減少額（平成24年度当初予算ベース）				単位：円
	販売予定額	手数料率	手数料額	減少額
現 行	3,486,810,870	3.15%	109,834,542	
平成24年度	3,486,810,870	2.50%	87,170,273	▲22,664,269
平成24年度以降	3,486,810,870	2.10%	73,223,028	▲36,611,514

印刷物調達にかかる最低制限価格の試行導入について
(三重県行財政改革取組 16 入札契約制度の着実な運用)

平成 24 年 3 月 9 日
出 納 局

1 最低制限価格導入の経緯について

印刷物の調達については、低価格での落札傾向が続いていることから、こうした状況はダンピングにつながる懸念があります。ダンピングが行われると、印刷物の品質維持が困難となったり、事業者が履行不能に陥るなど、県、事業者双方が不利益を被る恐れがあります。こうした事態の発生を未然に防止するために、最低制限価格制度を下記のとおり試行実施します。

2 最低制限価格を設定する対象について

本庁の知事部局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局、警察本部において、一般競争入札等により印刷製本費で調達する印刷物で、設計価格（税込）が 100 万円以上のものを対象とします。

3 最低制限価格の設定及び実施時期について

三重県会計規則第 66 条第 2 項において規定する範囲の下限（予定価格の 7 / 10）を適用して設定し、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

なお、当分の間、最低制限価格が実勢を反映したものかどうかを検証していきます。

4 事業者への周知について

三重県ホームページへ掲載するとともに関係団体への情報提供を行います。また、実際の発注にあたっては、仕様書に最低制限価格設定対象であることを明記します。

【参考】 三重県会計規則 第 66 条第 2 項（抜粋）

最低制限価格は、予定価格の十分の九から十分の七までの範囲内とし、予定価格調書にこれを記載しなければならない。

平成22年度包括外部監査結果に対する対応について

平成24年3月9日
出 納 局

【各研究開発機関の監査の意見】

(保健環境研究所、林業研究所、農業研究所、畜産研究所、水産研究所)

1 監査意見

- ①1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりする傾向にある現状を踏まえ、1者応札の契約に関する取扱について検討することが望ましい。

2 監査意見への対応

- ①入札参加者が1者になった場合の対応方法を規定した「三重県物件関係1者入札対応について」を各所属に改めて周知するとともに、各所属が1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録するよう指導しました。

なお、地方公共団体が行う物件関係の調達は一般競争入札が原則であることから、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）への変更については、各所属と十分協議し、慎重に判断していきます。

【研究所共通の意見】

1 監査意見

- ①入札の経済性、競争性、公平性を期すためにも、予定価格についてはその妥当性を十分に検討する必要があると思われる。また、次回の参考になるため、文書として残しておくことが望ましい。
また、予定価格の算定過程について明確な規定を設けることが望ましい。
- ②契約締結時に、相手先の内情を把握し、契約履行能力の有無を把握することが望まれる。

2 監査意見への対応

- ①予定価格を設定するための積算金額については、実勢価格、市場価格等を適切に調査して積算するとともに、当該積算資料を添付するよう各所属を指導しました。
出納局検査において、これらの状況を抽出にて確認し、資料の添付漏れ等のあった一部の所属に対して指導を行いました。
- ②三重県では、平成19年6月から物件関係の入札参加資格者名簿を廃止して広く入札参加者を求めていますが、平成24年4月からは県の物件関係契約では随意契約も含めて原則として「電子調達システム利用登録事業者」若しくは「財務会計システムの共通債権者（物件契約）」を対象に発注することとしており、契約相手方の情報の適切な把握・管理に努めます。

平成24年度三重県職員等採用候補者試験実施日程（予定）

試験名	受験資格	受験案内 ・受験申込書配布開始日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	最終合格発表日
三重県職員採用試験	A試験 1 昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 2 平成3年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの (1)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成25年3月31日までに大学を卒業する見込みの人 (2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	5月15日(火)	5月15日(火) ～ 6月4日(月)	6月24日(日)	7月下旬～8月上旬	8月中旬
	B試験 昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人					
	C試験 平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人					
警察官採用試験	警察官A (平成24年10月採用) 昭和54年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの (1)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成24年9月30日までに大学を卒業する見込みの人 (2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	3月21日(水)	3月21日(水) ～ 4月23日(月)	5月12日(土)・13日(日)	6月中旬	7月中旬
	警察官A (平成25年4月採用・1回目) 昭和55年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの (1)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成25年3月31日までに大学を卒業する見込みの人					
	警察官A (平成25年4月採用・2回目) 昭和55年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの (2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人					
	警察官B (平成25年4月採用) 昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの学歴要件に該当しない人					
小中学校職員採用試験	B試験 昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人	7月6日(金)	7月27日(金) ～ 8月27日(月)	9月16日(日)	10月下旬～11月中旬	12月上旬
	C試験 平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人					

(備 考)

各試験の試験区分、採用予定数は、受験案内・申込書配布開始日までに決定し、詳しくは受験案内に記載します。また、上記日程など試験の一部を変更することがあります。

平成 24 年 3 月 9 日
監査委員事務局

平成 23 年度 財政的援助団体等 監査結果

1 内容

(1) 監査の概要

平成 23 年度の監査は、33 団体を選定のうえ、23 年 11 月 10 日から 24 年 2 月 20 日まで実施しました。

(2) 監査実施団体

種 別	財政的援助等の内容	監査実施団体数
出資（出捐）団体	県が団体の基本財産、資本金等の 1/4 以上を出資又は出捐しているもの	11
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を委託しているもの（指定管理者）	6
補助金等交付団体	県が補助金、交付金等を交付、及び貸付を行っているもの	16
計		33

（注）監査実施団体数は実団体数である。例えば、出資団体が公の施設管理団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

(3) 監査の対象範囲

平成 22 年度における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況を基本とし、県の関与度の高い出資（出捐）団体においては、経営状況等も併せて監査しました。

(4) 監査の着眼点

ア 出資（出捐）団体

- ・財務諸表が適正に作成されているか。
- ・会計事務は適正に処理されているか。
- ・出資目的に沿って事業が運営されているか。

イ 公の施設管理団体（指定管理者）

- ・施設の管理は契約の目的に沿って適正に行われているか。
- ・指定管理にかかる会計事務は適正に行われているか。

ウ 補助金等交付団体

- ・補助金、交付金、貸付金の対象経費が適正に執行されているか。
- ・補助金等が目的外に使用されていないか。

(5) 監査の結果

以下のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められました。

種類別の意見数一覧

項目	会計事務等 に関すること	補助金等事務 に関すること	事業の執行 に関すること	計
団体に対する意見	38件	26件	10件	74件
所管部局に対する意見	18件	35件	7件	60件

(6) 意見の概要

複数の団体に共通する意見として、以下のように改善を要する事項が見受けられたので、所管部局にあっては該当団体はもとより、今回監査の対象とならなかった団体に対しても指導・助言に努められたい。

会計事務等に関すること

- 貸借対照表等の財務諸表において、費用等の計上漏れや記載誤りなどの不備があったので、適正に表示されたい。
〔三重県文化振興事業団、三重県厚生事業団、三重こどもわかもの育成財団、三重県松阪食肉公社、三重北勢地域地場産業振興センター、三重県漁業信用基金協会〕
- 契約手続において、予定価格が設定されていないものがあったので、会計規程等に基づき適正に設定されたい。
〔三重こどもわかもの育成財団、三重県体育協会グループ、愛恵会〕
- 公の施設管理における業務計画書や業務報告書について、期限内に提出されていないものがあったので、基本協定書に基づき適時適切に提出されたい。
〔三重こどもわかもの育成財団、太陽緑地、紀伊長島レクリエーション都市開発、熊野市観光公社〕

補助金等事務に関すること

- 補助金等の執行において、三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
所管部局におかれでは、同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

生活・文化部（ニッケン学園、エスコラピオス学園、大川学園、愛農学園）、健康福祉部（三重県立看護大学、三重こどもわがもの育成財団、伊賀市社会事業協会、紀南病院、正和会、愛恵会）、環境森林部（三重県木材協同組合連合会、「三重の木」利用推進協議会、松阪飯南森林組合）、農水商工部（三重県松阪食肉公社、三重県信用漁業協同組合連合会）、教育委員会（三重県体育協会、日本スポーツマスターズ 2010 三重大会実行委員会）、警察本部（三重県防犯協会連合会）

- 所管室が団体へ通知した実績報告書等の提出期限が、取扱要領に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、取扱要領に定められた時期までに提出するよう通知されたい。

生活・文化部（ニッケン学園、エスコラピオス学園、愛農学園）、健康福祉部（伊賀市社会事業協会）

事業の執行に関すること

- 多数の個人情報を有しているため、情報の流出など不測の事態に備え、初動体制の整備や行動計画等の策定について検討されたい。
〔三重県国際交流財団、三重県漁業信用基金協会〕
- 公の施設の管理において成果目標を設定して業務を行っているが、未達成の項目について目標達成に努められたい。
〔三重県厚生事業団、三重県体育協会〕

以下、団体別の意見例について抜粋します。

出資（出捐）団体

【公益財団法人三重県文化振興事業団（所管部局：生活・文化部）】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：2,000,000,000 円（県出資比率：100.0%）
公の施設 管 理	施設名：三重県総合文化センター 平成 22 年度指定管理料：756,956,214 円

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
再委託の報告	・県立図書館管理委託において、その一部を第三者に再委託する場合に必要な県への報告が行われていなかった。
区分経理	・他の事業と区分が必要な公の施設管理事業において、県からの他の委託事業を合わせて経理していた。

財務諸表

- 震災の影響により、平成 23 年度に延期された貸館サーバの更新について、22 年度の費用として計上していた。

※ 貸館サーバ：施設利用システムの基幹コンピュータ。

【所管部局に対する意見】

- (1) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。 (所管室名：生活・文化部 文化振興室)
- (2) 次世代の文化体験活動推進事業にかかる委託契約書において、添付すべき「個人情報取扱特記事項」が未添付のため、個人情報を適切に取り扱うようこれを添付し、受託者に遵守させられたい。 (所管室名：生活・文化部 文化振興室)

【財団法人三重こどもわかもの育成財団（所管部局：健康福祉部）】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：260,000,000 円（県出資比率：63.4%）
公の施設 管 理	施設名：みえこどもの城 平成 22 年度指定管理料：79,069,000 円
補助金	青少年育成推進活動補助金：1,638,000 円 青少年育成県民交流会事業、少年の主張事業等に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

【監査結果及び意見】

- (1) 青少年育成事業会計については、毎期運用財産を取り崩して運営しており、数年後には枯渇することが予想されることから、事業のあり方等その運営方針を明確にし、中長期的な計画を策定されたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> 青少年特別会計において、特定資産の科目名を運用財産と記載していたが、資産の保有目的又は使途を示す科目名を記載するべきである。また、この特定資産の財源を明らかにするため、貸借対照表及び正味財産増減計算書においては、指定正味財産として整合させて計上するべきである。 国公債にかかる未収利息について、貸借対照表の資産及び正味財産増減計算書の経常収益に計上されていなかった。
契約手続	<ul style="list-style-type: none"> 契約を締結する際に、財務規程に定める予定価格が設定されていないものがあった。
業務報告書	<ul style="list-style-type: none"> 公の施設管理の基本協定書に定める業務報告書について、提出されていないものがあった。
補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

※ 正味財産増減計算書：企業会計の損益計算書に該当するもので、貸借対照表と並んで法人の主要な財務諸表のひとつ。

※ 指定正味財産：使途の指定された正味財産（純資産）であり、法人の意思で使途を決めることができる一般正味財産と区分する必要がある。

[所管部局に対する意見]

- (1) 青少年育成事業会計については、毎期運用財産を取り崩して運営しており、数年後には枯渇することが予想されることから、事業のあり方等その運営方針を明確にし、中長期的な計画を策定するよう指導、助言等を行われたい。

(所管室名：健康福祉部 こども未来室)

- (2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。 (所管室名：健康福祉部 こども未来室)

- (3) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、今後、同様の補助事業を継続する場合には、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。 (所管室名：健康福祉部 こども未来室)

【財団法人三重北勢地域地場産業振興センター（所管部局：農水商工部）】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：7,000,000円（県出資比率：31.8%）

[監査結果及び意見]

- (1) 法人では、公益法人制度改革への対応方針が未確定であったため、平成19年度以降、中期経営計画が策定されていない。また、経営については、引き続いて当期一般正味財産増減額がマイナスを計上している状況である。

地場産業の健全な育成を図るために必要な事業を推進し、効率的な運営と自主財源確保のためにも、早期に経営計画を策定されたい。

※ 当期一般正味財産増減額：公益法人会計において収益と費用との差額を表すもので、企業会計の当期純損益に相当するもの。

- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
財務諸表	・3月分の未払消費税等について、費用及び負債として計上されていなかった。 ・固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。
賞与引当金	・夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。

※ 注記：一般に公正妥当とされている複数の会計処理が認められる場合には、その中から一つの会計処理を選ぶことになるが、法人が採用した会計処理の原則や手続については、財務諸表に注記することが必須となっている。

※ 引当金：現時点では確定していないくとも、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。

[所管部局に対する意見]

(1) 法人では、中期経営計画が策定されておらず、また、経営については、引き続いて当期一般正味財産増減額がマイナスを計上している状況である。

地場産業の健全な育成を図るために必要な事業を推進し、効率的な運営と自主財源確保のためにも、早期に経営計画策定に向けて取り組むよう指導、助言等を行われたい。

(所管室名：農水商工部 科学技術・地域資源室)

(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。 (所管室名：農水商工部 科学技術・地域資源室)

公の施設管理団体

【有限会社太陽緑地（所管部局：県土整備部）】

財政的援助等の内容	
公の施設 管 理	施設名：県営都市公園大仏山公園
	平成 22 年度指定管理料：43,500,000 円

[監査結果及び意見]

(1) 公園利用者数の計測方法については、募集要項において示された手順書と異なっているので、募集要項における方法で利用者数を把握し、成果目標が達成されているかを確認されたい。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
個人情報保護	・個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。
業務計画書	・基本協定書に定める業務計画書が、期限内に提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 公園利用者数の計測方法については、募集要項において示された手順書と異なっているので、募集要項における方法で利用者数を把握し、成果目標が達成されているかを確認するよう指導されたい。 (所管室名：県土整備部 都市政策室)

(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。 (所管室名：県土整備部 都市政策室)

【三重県体育協会グループ（所管部局：教育委員会事務局）】

財政的援助等の内容	
公の施設 管 理	施設名：三重県営総合競技場
	平成 22 年度指定管理料：59,118,000 円
	施設名：三重県営鈴鹿スポーツガーデン
	平成 22 年度指定管理料：339,399,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
履行確認	・会計規程に定める履行の確認の記録が行われていなかった。 (三重県営総合競技場)
物品の処分	・物品の処分について、会計規程に定める処分決定調書の作成等が行われていなかった。 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)
利用料金の申し出	・体育館トレーニングルームの利用料金の変更について、基本協定書に定める申し出が、期限内に行われていなかった。 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)
契約手続	・契約を締結する際に、会計規程に定める予定価格が設定されていないものがあった。 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)

[所管部局に対する意見]

法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
(所管室名：教育委員会事務局 スポーツ振興室)

補助金等交付団体

【社会福祉法人愛恵会（補助対象：生活訓練施設 ひまわり）（所管部局：健康福祉部）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	精神障害者社会復帰施設運営費補助金：38,072,000円 精神障害者の地域社会における社会適応訓練の場を確保し、社会復帰の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設を運営する者に運営に要する経費を補助する。 (補助率 10/10 以内)
	精神障害者社会復帰施設等福祉職員待遇改善事業費補助金：837,584円 福祉職員の待遇改善に取り組む精神障害者社会復帰施設等を運営する者に対し、運営費補助金の交付に加え、福祉職員の賃金改善に要する経費を補助する。 (補助率 10/10 以内)

[監査結果及び意見]

補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
補助金等事務	・三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ・精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領に定める変更交付申請書が提出されていなかった。 ・精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、補助申請時、実績報告時に補助対象経費から除く必要のある精神障害者社会復帰施設等福祉職員待遇改善事業費補助金分を対象経費として算定していた。

契約手続	・契約を締結する際に、会計規程に定める予定価格が設定されていなかった。
------	-------------------------------------

[所管部局に対する意見]

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。
(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)
- (2) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領に規定する変更交付申請がされていなかったので補助事業者に対し、適時適切に提出するよう指導されたい。
(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)
- (3) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、補助申請時、実績報告時に補助対象経費から除く必要のある精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金分を対象経費として算定していたので、書類のチェックを適切に行い、適正な書類の提出を指導されたい。
(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)
- (4) 精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金の実績報告書の添付書類の中に不必要的ものがあったので、添付書類の要否を検討されたい。
(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)
- (5) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
(所管室名：健康福祉部 障害福祉室)

<監査実施団体一覧>

【出資（出捐）団体】

No	団体名	所在地	所管部局	監査実施年月日
1	公益財団法人三重県文化振興事業団	津市	生活・文化部	平成24年2月20日
2	財団法人三重県国際交流財団	津市	生活・文化部	平成24年2月20日
3	公立大学法人三重県立看護大学	津市	健康福祉部	平成24年2月20日
4	財団法人三重県小動物施設管理公社	津市	健康福祉部	平成24年2月20日
5	社会福祉法人三重県厚生事業団	津市	健康福祉部	平成24年2月20日
6	財団法人三重こどもわかもの育成財団	松阪市	健康福祉部	平成24年2月20日
7	株式会社三重県松阪食肉公社	松阪市	農水商工部	平成24年1月23日
8	財団法人三重北勢地域地場産業振興センター	四日市市	農水商工部	平成24年1月23日
9	三重県漁業信用基金協会	津市	農水商工部	平成24年1月23日
10	財団法人三重県下水道公社	松阪市	県土整備部	平成24年2月20日
11	財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター	津市	教育委員会	平成24年1月23日

【公の施設管理団体】

No	団体名 (管理施設名) 指定管理期間	施設の所在地	所管部局	監査実施年月日
1	岩間造園株式会社 (県営都市公園北勢中央公園) H20.4～H25.3、5年間	四日市市	県土整備部	平成24年2月20日
2	有限会社太陽緑地 (県営都市公園大仏山公園) H20.4～H25.3、5年間	明和町	県土整備部	平成24年1月24日
3	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 (県営都市公園熊野灘臨海公園) H21.4～H25.3、4年間	紀北町	県土整備部	平成24年1月26日
4	財団法人三重県体育協会 (三重県立鈴鹿青少年センター) H21.4～H25.3、4年間	鈴鹿市	教育委員会	平成24年1月23日
5	三重県体育協会グループ (三重県営総合競技場、三重県営鈴鹿スポーツガーデン) H21.4～H26.3、5年間	伊勢市 鈴鹿市	教育委員会	平成24年2月20日
6	有限会社熊野市観光公社 (三重県立熊野少年自然の家) H22.4～H25.3、3年間	熊野市	教育委員会	平成24年1月26日

No	団体名 (管理施設名) 指定管理期間	施設の所在地	所管部局	監査実施年月日
[7]	【三重県文化振興事業団】 (三重県総合文化センター) H22.4～H27.3、5年間	津市	生活・文化部	平成24年2月20日
[8]	【三重県厚生事業団】 (三重県身体障害者総合福祉センター) H23.4～H28.3、5年間	津市	健康福祉部	平成24年2月20日
[9]	【三重こどもわかもの育成財団】 (みえこどもの城) H23.4～H28.3、5年間	松阪市	健康福祉部	平成24年2月20日
[10]	【三重県下水道公社】 (三重県流域下水道施設) H21.4～H26.3、5年間	松阪市	県土整備部	平成24年2月20日

【 】は出資団体との重複団体

【補助金等交付団体】

No	団体名	所在地	所管部局	監査実施年月日
1	学校法人ニッケン学園	四日市市	生活・文化部	平成24年2月20日
2	学校法人エスコラピオス学園	四日市市	生活・文化部	平成24年1月23日
3	学校法人大川学園	津市	生活・文化部	平成24年2月20日
4	学校法人愛農学園	伊賀市	生活・文化部	平成24年1月24日
5	社会福祉法人伊賀市社会事業協会	伊賀市	健康福祉部	平成24年1月24日
6	紀南病院組合立紀南病院	御浜町	健康福祉部	平成24年1月26日
7	医療法人正和会	四日市市	健康福祉部	平成24年2月20日
8	社会福祉法人愛恵会	松阪市	健康福祉部	平成24年2月20日
9	三重県木材協同組合連合会	津市	環境森林部	平成24年2月20日
10	「三重の木」利用推進協議会	津市	環境森林部	平成24年2月20日
11	松阪飯南森林組合	松阪市	環境森林部	平成24年1月24日
12	鈴四トマト研究会	四日市市	農水商工部	平成24年2月20日
13	三重県信用漁業協同組合連合会	津市	農水商工部	平成24年2月20日
14	J S R株式会社	四日市市	農水商工部	平成24年2月20日
15	社団法人三重県防犯協会連合会	津市	警察本部	平成24年2月20日
16	日本スポーツマスターズ2010三重大会実行委員会	津市	教育委員会	平成24年2月20日
[17]	【三重県立看護大学】	津市	健康福祉部	平成24年2月20日

No	団体名	所在地	所管部局	監査実施年月日
[18]	【三重県厚生事業団】	津市	健康福祉部	平成24年2月20日
[19]	【三重こどもわかもの育成財団】	松阪市	健康福祉部	平成24年2月20日
[20]	【三重県松阪食肉公社】	松阪市	農水商工部	平成24年1月23日
[21]	【三重県体育協会】	鈴鹿市	教育委員会	平成24年1月23日

【 】は出資団体、公の施設管理団体との重複団体

平成 24 年 3 月 9 日
監査委員事務局

平成 23 年度 行政監査結果「調査研究業務の委託について」

1 内容

(1) 監査テーマ選定理由

政策立案等の資料を得ることを目的として、外部の専門知識や技術等を有する者に委託して行われている調査研究について、委託の実施方法、成果の利活用等の状況を監査し、今後の調査研究業務委託の適切かつ効果的な実施に資することを目的に、行政監査のテーマとして「調査研究業務の委託について」を選定しました。

(2) 監査の概要

ア 監査対象業務及び対象機関

監査対象業務は、県が外部の者に委託して実施した業務で、計画の策定、施策の展開や事業実施方法の検討、あるいは現況の実態調査等を目的としたもの(ただし、個別工事にかかる調査や法令で定められている調査研究等は除く)のうち、本庁で契約を締結し、契約額が100万円以上のものとしました。

監査対象業務を選定するにあたり、各部局に対し、業務の概要等に関する調査を実施し、提出された調査票により157件を把握しました。

これらの中から、施策や事業の展開を目的とした調査研究、計画策定を目的とした調査研究を中心に、部局間のバランス等を考慮し、別表(次頁)の20件を選定しました。

なお、監査対象機関は、調査研究業務を担当する部局としました。

イ 監査対象年度及び実施時期

平成 20 年度から 22 年度に委託された業務を対象に、23 年 11 月 14 日から 24 年 2 月 20 日までの間に監査を実施しました。

ウ 監査実施方法

選定した 20 件の業務を担当する部局に対して、関係書類の提出を求め、事務局職員による予備監査を実施し、その結果をふまえ監査委員による監査を実施しました。

エ 監査の着眼点

(ア) 調査研究及び外部委託の必要性

- ・調査研究業務の目的が明確に示されているか。
- ・外部委託は事業遂行に必要か。

(イ) 委託に関する事務手続き

- ・契約方法や設計価格の積算は適切か。
- ・契約事務手続きは会計規則等に則り適正に処理されているか。

(ウ) 委託の実施方法と成果の状況

- ・委託の実施方法は適切か。
- ・成果はその目的や仕様書等に応じ十分な品質が確保されているか。

(エ) 成果の利活用

- ・成果は施策展開等に活用されているか。
- ・成果は公表されているか。
- ・成果は共有されているか。

(別表)

調査研究委託業務名	委託年度	担当部局	契約金額(円)
①「超高齢化地域」調査研究事業委託	H20	政策部	3,780,000
②中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託	H21	政策部	9,712,500
③中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託	H22	政策部	24,843,000
④三重県IT利活用の基本方針改正支援業務	H21	政策部	5,355,000
⑤1944年東南海地震災害教訓の抽出に関する研究業務委託	H20	防災危機管理部	2,142,000
⑥男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査業務	H21	生活・文化部	7,650,300
⑦統計調査サポート事業業務	H21	生活・文化部	4,761,750
⑧資料データ整理事業業務	H22	生活・文化部	4,839,870
⑨ユニバーサルデザインに関する県民意識の調査及び分析業務委託	H22	健康福祉部	4,200,000
⑩がんに係る医療資源調査事業	H21	健康福祉部	3,712,407
⑪がんに係る医療資源調査事業	H22	健康福祉部	6,134,240
⑫医療機関等看護職員需要調査緊急雇用創出事業業務委託	H21	健康福祉部	2,687,002
⑬県民の子育ち・子育てに関する意識調査業務委託	H20	健康福祉部	2,730,000
⑭伊勢湾全域海岸漂着ゴミ等実態調査事業委託業務	H21	環境森林部	75,234,600
⑮三重県海岸漂着物実態調査委託業務	H22	環境森林部	43,575,000
⑯「三重の木」の流通等に係る調査業務等委託事業	H20	環境森林部	3,990,000
⑰漁業・漁村振興調査業務委託	H21	農水商工部	9,796,500
⑱「資源生産性競争時代を見据えた産業振興調査事業」業務委託	H21	農水商工部	11,630,325
⑲科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託(その1)	H21	農水商工部	2,751,000
⑳科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託(その2)	H21	農水商工部	3,108,000

(3) 監査結果の概要

ア 調査研究及び外部委託の必要性

(ア) 調査研究の必要性

いずれの調査研究も、計画の策定、施策の展開等を行うための基礎資料等を得ることを目的として実施され、関連する施策等との整合を図るとともに、内容、実施方法等についても検討されており、その必要性は認められた。

今後とも、調査研究の目的を明確にした上で、その必要性について十分吟味し、効率的・効果的な実施に努められたい。

(イ) 外部委託の必要性

委託の目的が職員の有していない専門知識やノウハウの活用であることを理由に、外部委託を推進するための指針である「外部委託に係るガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」が示す県が直接実施する場合とのコスト比較を行っていないものが多く見受けられた。

今後は、コスト比較も含め費用対効果の観点からも、外部委託の必要性について十分検討が行われるよう、具体的な検討手順等を示すなど、ガイドラインの見直しについて検討されたい。

イ 委託に関する事務手続き

(ア) 契約方法の考え方

執行伺いに、随意契約の根拠及び理由が記載されていないものが1件(⑯)見受けられたので、三重県会計規則（以下「会計規則」という。）に基づき、適正な執行に努められたい。

なお、特命による随意契約については、業務の遂行に欠かせない唯一若しくは卓越した専門性や能力を有するなどの理由により実施されているが、今後、ガイドラインにもあるとおり、これまでの委託業務を通じて得たノウハウを蓄積することにより、競争入札や企画提案コンペによる契約方法を導入するなど、競争性を高める取組を進められたい。

【契約方法及び平均落札率の状況】 (単位：%)

	件 数	平均落札率
一 般 競 争 入 札	6	84.7
特 命 に よ る 随 意 契 約	7	99.5
公募型企画提案コンペによる随意契約	7	97.5
合 計	20	—

(イ) 設計価格の積算

多くのものは国や県の公共事業の積算基準、あるいは類似する業務を参考に積算されていたが、積算根拠が不明確なものなどが5件見受けられた。

また、調査研究の内容が多様であることもあり、その積算方法も一律ではなかった。

業務の効率性や説明責任の観点より、設計価格の積算基準を定め、調査研究の内容に即して積算を行うことが求められていることから、基準の策定について検討するとともに、積算技術の向上に努められたい。

【不適切な事案の状況】

- ・設計価格の積算根拠が不明確なもの(1件:⑬)
- ・アンケート調査の回収率に応じた積算がなされていないもの(1件:⑭)
- ・積算時の計算方法や単価の引用誤り等があったもの(3件:⑥、⑭、⑮)

【設計価格の算定方法】

算 定 方 法	件 数	
A+B+C1+G1+T	5	A=直接人件費 B=直接経費
A+B+C1+G2+T	1	C1=諸経費 : A×係数
A+B+C1+G3+T	1	C2=諸経費 : (A+B)×係数
A+B+C1+T	3	C3=諸経費 : B×係数
A+B+C2+T	2	G1=技術管理費 : (A+C1)×係数
A+B+C3+T	3	G2=技術管理費 : A×係数
A+B+T	5	G3=技術管理費 : (A+B)×係数
合 計	20	T=消費税及び地方消費税 係数 : 10%~120%

(ウ) 契約事務手続き

執行伺い決裁後の出納局の事前検査を受けなかったものが6件(②、⑥、⑩、⑪、⑫、⑬)、契約書に定めた期限内に委託料の支払いや完成検査を実施していないものが6件(⑨、⑫、⑯、⑰、⑲、⑳)など、不適切な事案が多数見受けられた。

今後は、会計事務に関する研修の充実、ミスが起こりやすいものについて職員への周知等とともに、内部のチェック体制を強化し、適正な執行に努められたい。

【不適切な事案の状況】

契約事務手続きの時点別・不適切な項目	件 数
計画・契約締結時(執行伺い決裁後の出納局事前検査を未受検等6項目)	13
契約変更時(契約変更手続きの未実施等2項目)	2
完成・支払い時(精算時に概算払精算書の未添付等4項目)	12

ウ 委託の実施方法と成果の状況

(ア) 委託の実施方法

a 十分な調整と業務管理

委託の実施にあたって、事前調整や仕様書による指示が的確に行われていれば、契約変更等を行う必要のないものが3件(⑬、⑭、⑯)見受けられた。

今後は、委託業務の内容や実施方法、目標とする成果の品質や作業工程等について、事前に十分検討を行うとともに、状況に応じた適切な進捗管理に努められたい。

b アンケート調査の円滑な実施

アンケート調査を実施しているもののうち、回収率が低調なもの(県内業者33.4%、県外業者10.6%)が1件(⑯)見受けられた。

今後は、あらかじめ仕様書等で目標回収率や回収率向上のための対策等を定め、その進捗状況を把握するとともに、必要があれば改善策を講じるなどして、幅広い意見等を反映した調査研究の成果となるよう取り組まれたい。

【回収率向上のための参考事例】		(単位：%)
	件 数	回収率
仕様書に目標回収率を記載しているもの	1 (⑬)	57.2(※1)
督促状兼礼状の送付をしているもの	3 (⑥、⑨、⑬)	51.2 52.2(※2) 57.2(※1)
調査票の文字の大きさ等に配慮し、普及啓発の内容も入れて作成しているもの	1 (⑨)	52.2(※2)

※1、※2はそれぞれ同一の業務

c 再委託

受託事業者が業務の一部を別の事業者に再委託(部分下請)しているものが1件(⑭)あったが、契約書にそって承認されていた。

今後とも、再委託の可能性がある場合は、分割契約を検討するとともに、やむを得ない場合は、責任の所在を明確にするため、契約書等に県の承認を得るなど必要事項を定め、進捗状況を適切に把握するよう努められたい。

(イ) 成果の状況

データの集計方法の工夫や、関係者への事前の周知を十分行うことにより、さらに品質の高い成果が得られたと思われる事案が3件見受けられた。

今後は、充実した成果が得られるよう調査研究の計画段階から十分な検討を行うとともに、受託事業者や関係機関等に対し必要な指示や協議等を行うよう努められたい。

【留意すべき事案の状況】

	件 数
データの集計方法等について、検討することが望ましいもの	1 (⑫)
事前に、調査研究の趣旨、内容や推進体制等を関係者に十分周知し、事業の具体的展開を図ることが望ましいもの	2 (②、③)

エ 成果の利活用

(ア) 成果の活用

成果の活用について、所期の目的である施策等への反映に向け検討中のものがあることから、引き続き、所要の調整を行い、成果を早期に活用されたい。

また、今後、社会情勢の変化等により、新たな課題等も生じることから、必要に応じて追加調査を実施するなど、継続して情報の収集や検討等を行い、成果の効果的な活用に向けて取り組まれたい。

【所期の目的である施策等への反映に向け検討中のものの状況】

	件 数
平成 23 年度中を目途に、計画等の策定を進めているもの	3 (⑭、⑮、⑯)
継続的な調査等を実施して、具体的な事業の展開が望まれるもの	4 (①、②、③、⑫)
検討会等での議論を進め、具体的な方針の策定や事業の展開が望まれるもの	3 (⑯、⑰、⑱)

(イ) 成果の公表

調査研究の成果について、公表はしているものの、提供方法や内容が不十分なものが 5 件、公表していないものが 3 件見受けられたことから、今後は、個人情報保護等に十分配慮しつつ、広く県民が活用できるよう、積極的に公表・情報共有を進めることが望まれる。

このため、「三重県情報公開条例の解釈及び運用」において、公表を目的として作成された以外の成果についても、情報提供をより積極的に行うよう位置づけるとともに、その趣旨等について、職員への周知に努められたい。

【県民への積極的な公表に向け検討すべきものの状況】

	件 数
成果品の一部は公表しているが、すべての成果をとりまとめた形式では公表していないもの	1 (⑤)
県のホームページによる公表を行っていないもの	2 (⑦、⑧)
概要のみ県のホームページで公表しているもの	1 (⑬)
指定機関のホームページでは公表しているが、県のホームページで公表していないもの	1 (⑫)
県民に有益な情報が含まれているものの、公表していないもの	3 (①、②、③)

(ウ) 成果の共有

成果を、関係機関へ十分周知していないものが 1 件(⑬)見受けられた。

また、関係機関との共有がなされている調査研究においても、所管部局と密接に関連する部局との共有に留まっていた。

今後、各部局に蓄積されている成果や得られたノウハウ等をより有効に活用できるよう、全庁的に把握・共有できる仕組みの構築について検討されたい。

(4) 調査研究業務の委託の状況

今回、監査対象委託業務(20 件)以外の 137 件についても、契約や公表等の状況について、事前調査票の提出を求めました。

各部局からの回答結果では、契約方法について一般競争入札の割合が低いこと、また、公表についてホームページや刊行物等の割合が低いなど監査結果と同様の状況が見受けられたので、これらの委託業務についても、監査結果を参考とし、調査研究の趣旨や特性を勘案しつつ、委託業務の適正な執行や見直しに努めることが望されます。

なお、監査対象委託業務を加えた 157 件の主な状況については、以下のとおりでした。

【契約方法及び平均落札率の状況】

(単位：%)

	件 数	平均落札率
一般競争入札	50	76.6
指名競争入札	12	84.6
特命による随意契約	40	97.1
公募型企画提案コンペによる随意契約	53	96.6
その他	2	84.4

※その他2件は、総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札によるもの。

【成果の公表状況】(複数回答)

(単位：%)

	件 数	割 合
刊行物	37	23.6
ホームページ	49	31.2
関係機関等で配布など	98	62.4
公表していない	54	34.4